

# 青森県報

第四百八十二号

令和四年  
七月八日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
- 右 同……………(同) ……二

### 公告

- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三

### 人事委員会

- 令和四年度青森県職員採用試験(高等学校卒業程度)公告(事務局) ……三

### 公安委員会

- 令和四年度青森県警察官採用試験(警察官B)公告……………(警務課) ……六

## 告示

### 青森県告示第三百九十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和四年七月八日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所		指定年月日
			名称	所在地	
特定非営利活動法人S	黒石市追子野木一丁目一七六の	保育所等訪問支援	こどもデイサービスセンターSky	黒石市追子野木一丁目一七六の	令和四・七・一
一般社団法人MINOIA	三沢市淋代三丁目三九二	児童発達支援	みのりあ	三沢市東町三丁目九の七	〃

### 青森県告示第三百九十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和四年七月八日

青森県知事 三村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一の二四三
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の一の二四三
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

青森県告示第三百九十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池二一の二四二
- 一(二) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かえ</sup>
- 一(三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- 二(一) 解除予定保安林の所在場所  
三戸郡新郷村大字戸来字雨池二一の二四二
- 二(二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 二(三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、田ノ沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和四年七月十一日から同年八月八日まで
- 三 縦覧の場所  
中泊町役場

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、二ノ沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年七月十一日から同年八月八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、藤枝地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年七月十一日から同年八月八日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

人事委員会

令和4年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）公告

令和4年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

令和4年7月8日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

種 類	程 度
職員採用試験（高等学校卒業程度）	高等学校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の受験者は、この3職種のうち第3志望まで選択することができるが、これらの職種と「林業」、「総合土木」に同時に申し込むことはできない。

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般事務	8人程度	知事部局の本庁又は出先機関において、庶務・経理・税務・福祉事務等の一般行政事務に従事する。
教育事務	25人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において、職員の給与・支給等の教育行政事務に従事する。
警察事務	4人程度	警察本部又は警察署において、各種事務、鑑識事務、情報管理等の警察行政事務に従事する。
林業	1人程度	農林水産部等の普及指導や出先機関において、林業の経営・管理、保森等の業務に従事する。

総 合 士 木	5人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備部等の本庁又は出先機関において、道路・河川・港湾・空港の設計・監督・維持管理、都市計画等の業務に従事する。</li> <li>農林水産部等の本庁又は出先機関において、農業農村整備、漁港漁場整備に関する工事の計画、設計、監督等の業務に従事する。</li> </ul>
---------	------	---

注1 申込受付期間終了後の試験職種、志望順位及び試験地の変更は認めない。

2 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本の国籍を有しない者
  - ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
    - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加えた者
- 4 試験日、場所及び合格発表

試 験 試 験 日	場 所		合 格 発 表	
	試験地	試験会場	発 表 日	発 表 方 法
第1次	青森市	青森県立青森南高等学校	10月5日(水)	合格者に書面で通知するほか、合格者青森県庁及び県内各地域
		青森県立		

試 験	9月25日(日)	弘前市	弘前中央高等学校	(予定)	民局の掲示板に掲示する。また、青森県職員採用案内ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 ( <a href="https://www.pref.aomori.jp/soshiki/j-kanri/saiyouhtml">https://www.pref.aomori.jp/soshiki/j-kanri/saiyouhtml</a> )
		八戸市	青森県立青森南高等学校		
第2次試験	10月25日(火)～10月28日(金) (予定)	青森市	青森県総合社会教育センター	11月14日(月) (予定)	

注1 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内ホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。

(<https://www.pref.aomori.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>)

2 第2次試験の試験日は、人事委員会が指定する1日となる。

5 試験の種目及び内容

試 験 種 目	試験職種	内 容	
		第1次試験	第2次試験
教養試験	総合土木	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間)	解答は、シート方式により行う。
		専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間)	
専門試験	林業	専門的知識及び能力について、記述式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(8題、2時間)	
第2次試験	作文試験	全職種	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)【第1次試験日に実施する。】
			適性検査

面接試験	り試験を行う。 (思考力・表現力、協調性・社会性、使命感・責任感、積極性、課題認識力・経学習力等を評価)
------	---

注 作文試験は、第1次試験合格者のみ採点を行う。

6 配点

試験職種	第1次試験		第2次試験			合計
	教養試験	専門試験	面接試験		計	
林業総合士	40	60	100	50	150	200
一般事務 教育事務 警察事務	100	-	100	50	150	200
						300

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の三つの職種については、受験者の成績順、志望順により職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望又は第3志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとに実施する。

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験申込方法及び受付期間

受験申込方法	「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、ホームページ（ <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html</a> ）で確認すること。
受付期間	8月1日（月）午前8時30分から8月26日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。

受験票の作成	9月2日（金）にホームページ（ <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html</a> ）に「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。
--------	---

注 1 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。「017-734-9829」から電話があった場合は、応答又は折り返し電話をすること。

- インターネットによる申込みができない事情のある者は、8月15日（月）午後5時15分までに、青森県人事委員会事務局に連絡すること。
- 身体に障害のある者で、車いすの使用などの要望がある場合は、申込時に青森県人事委員会事務局に連絡すること。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に搭載される。

(2) 採用の方法

青森県知事等各任命権者は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。

採用の時期は令和5年4月1日以降となる。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の試験種目別得点、総合得点、順位	第1次試験合格発	

不合格者	及び合格基準未達の試験種目	表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表表の日から1月間	

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕  
 本人であること、本人が請求すること、本人が請求する書類（法定代理人自身の手印、旅券等）  
 〔受験者の法定代理人に請求する場合に必要な書類〕  
 法定代理人であること、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本等）

注 合格基準未達の試験種目がある場合、順位又は最終順位はつかない。

11 初任給その他の給与

初任給は、150,600円程度（令和4年4月採用の高等学校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤続手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

12 試験の出題分野

種目	試験職種	出題分野
教養試験	全職種	社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
専門試験	林業	森林経営、森林科学、測量、林産物利用

受験申込時に、「土木」又は「農業土木」のいずれかの出題分野を選択し、申込み（申込受付期間終了後の変更は認めない。）

【土木】  
 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、農業土木環境、農業土木情報処理等

【農業土木】  
 農業土木設計、農業土木環境、農業土木情報処理等

公安委員会

令和4年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

令和4年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第1次試験については、神奈川県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

令和4年7月8日

青森県警察本部長 櫻井美香

1 試験の種類及び程度

種類	区分	採用予定日	程度
	男性		
警察官採用試験（警察官B）	女性		

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種類	区分	青森県	神奈川県	警視庁	
				5人程度	5人程度
警察官B	男性	32人程度	5人程度	8人程度	
	女性	8人程度			

注 警察官B（男性）受験者は、上記都県（青森県を除く。）の中から1都県を第2志望として選択することができる。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格



次	試験	右の基準 〔により〕 検査を行 う。	反復横跳 び	36回以上/20秒	32回以上/20秒
			腕立て伏 せ	19回以上	10回以上
験	身体検査	右の基準 〔により〕 検査を行 う。	握力	左右平均28kg以上	左右平均20kg以上
			視力	男性（青森県の場合） 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は 矯正視力が1.0以上であること。	女性
			色覚	職務の遂行に支障のないこと。	
			その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であるこ と。	

※ 上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める（検査料は個人負担となる）。

注 第2次試験の内容、(2)配点の基準、(3)資格加点及び(4)最終合格者の決定方法は青森県のものであり、志望する都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれ  
の都県が問合せに応じる。

(2) 配点の基準等

第1次試験	第2次試験				合計
	適性検査計	作文試験	面接試験 (集団)	試験 (個別)	
80	80	40	75 (適否)	100 (適否)	335
			適性検査 40 (適否)	適性検査 適否	255
				身体検査 適否	335

注1 表中「適否」とあるのは、合否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。

- 第2次試験で設定された合否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試験は採点されない。
- 体力検査の合否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要がある。
- 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。また、更に各項目（視力・色覚）ごとの基準を満たす必要がある。

(3) 第1次試験における資格加点について  
下表の対象資格等を有する人で、加点を申請する場合は、第1次試験の得点に一定点を加点する。

資格等区分	対象資格等【証明書類】	加点基準	加点数		
柔道	【段位証書、段位証明書】 講道館認定	初段	1点		
		二段	2点		
		三段以上	3点		
		初段	1点		
		二段	2点		
		三段以上	3点		
		剣道	【段位証書、段位証明書】 全日本剣道連盟認定	2級	2点
				準1級以上	3点
				470点以上	2点
				730点以上	3点
460点以上	2点				
550点以上	3点				
140点以上	2点				
213点以上	3点				
48点以上	2点				
79点以上	3点				
英語	国際連合公用語英語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	C級	2点		
		B級以上	3点		
		3級	2点		
		2級以上	3点		
		中国語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	3級	2点	
		2級以上	3点		
		漢語水平考試 【合格証明書、スコアレポート等】	4級	2点	
		5級以上	3点		
		中国語コミュニケーション能力検定 【合格証明書、スコアレポート等】	400点以上	2点	
		550点以上	3点		
中国語	中国語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	3級	2点		
		2級以上	3点		
		4級	2点		
		5級以上	3点		
		中国語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	400点以上	2点	
		550点以上	3点		



韓国語	【合格証明書、スコアレポート等】	4級	2点
		5級以上	3点
ハンズル能力検定 【合格証明書、スコアレポート等】		準2級	2点
		2級以上	3点
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定 【合格証明書、スコアレポート等】	4級	2点
		3級以上	3点
情報処理 技術者試験	基本情報技術者試験 【合格証書】 応用情報技術者試験 【合格証書】		2点
			3点

注1 申請できる資格は、同一資格等区分で1つ、最大2つの資格等区分までとする。

注2 対象資格等の級等に応じて加点するため、最上位の対象資格等を申請する。

(4) 最終合格者の決定方法  
最終合格者は、試験の種目ごとに設定している可否基準を全て満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 受験の手続  
(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

ダウンロード	青森県警察本部のホームページからダウンロードができる。
配布場所 での入手	青森県警察本部受付、県内各警察署、青森県人事委員会連携事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域民局地域連携部(県内各合同庁舎正面受付)、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで入手できる。
郵送での 請求	封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を向封の上、青森県警察本部警務課に請求することにより入手できる。郵料金が異なる場合があるため、青森県警察本部警務課に確認する。

(2) 受験申込方法及び受付期間  
ア インターネットにより申し込む場合

青森県警察のホームページを経由して、「青森県電子申請・届
------------------------------

受験申込 方法	出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。「青森県電子申請・届出システム」のホームページで確認できる。
	各種資格加点を申請する場合は、資格を証明する書類の写しを郵送又はメールアドレス(C251101@mail.police.pref.aomori.jp)で提出する(試験当日に証明書類の原本を確認する。)
受付期間	7月15日(金) 午前8時30分から8月26日(金) 午後5時15分までの間に「青森県電子申請・届出システム」で受信したものを限り受け付ける。
受験票等の 交付	9月9日(金)に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「受験票」及び「写真票」を作成する。

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

受験申込 方法	直接持参	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票に(は、住所・氏名を明記の上、これらを青森県警察本部警務課又は最寄りの県内各警察署に提出する。
	郵送	封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を送る。
受付期間	各種資格加点を申請する場合は、資格を証明する書類の写しも送付する(試験当日に証明書類の原本を確認する。)	
受験票の 交付	7月15日(金)から9月2日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。) 曜日受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月2日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。 受験票は、9月14日(水)までに届くように発送する。青森県警察本部警務課が問合せに応じる。	

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に記載され、各県警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。

- (2) 採用候補者名簿に登録されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

8 初任給その他の給与

- (1) 青森県の場合（令和4年4月現在、新卒者の場合）

初 任 給	手 当 関 係	被 服
高 校 卒 173,400円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワ、防シヤツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。
短 大 卒 187,100円		

- (2) 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県で問合せに依る。

9 採用の時期

- (1) 採用の時期は、令和5年4月1日であるが、青森県以外の都県は令和5年4月1日以降となる。
- (2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置管理係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類の提示により、青森県警察本部警務課が請求に応じる。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求できる者	開 示 内 容	開示期間	開示場所

青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者）	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1か月間	青森県警察本部警務課
青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2次志望とした者）	第1次試験の得点及び順位	令和5年3月1日から1か月間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の最終得点及び最終順位	最終合格発表の月間	

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕  
 受験者本人が請求する場合に必要な書類（運転免許証、学生証、旅券等）  
 〔受験者本人の受検票及び法定代理人に係る本人の受検票並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）〕

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
------------------------------------	--	-----------------------------